

■令和5年度第4回（第329回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年10月17日（火） 午後2時40分～午後3時40分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、福祉局長、総合政策監

【議 題】 「就労移行支援事業」及び「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」のあり方について

< 提 案 説 明 >

「就労移行支援事業」及び「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」のあり方について、福祉局から次のような説明があった。

- ・ 公設民営方式による障害者福祉施設における就労移行支援事業及び岩槻区にある「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」の今後のあり方についてご審議いただくものである。
- ・ 公設民営方式の市有障害者福祉施設に係る検討の経緯として、平成27年度に、障害者福祉施設「日進職業センター」と「かやの木」の2施設をさいたま市社会福祉事業団へ譲渡。その後、平成29年度に次の譲渡候補施設を「槻の木」「第2やまぶき」の2施設としたものの、平成30年度から令和元年度にかけて、平成27年度に譲渡した2施設の黒字化が実現していないことを受け、公設民営福祉施設の指定管理を継続することとした。令和2年度に、公設民営施設の管理体制のあり方の方向性について、業務委託による調査分析を実施し、その結果、就労移行支援事業は事業収益性、市場代替性ともに比較的高いと報告を受け、公設民営施設における就労移行支援事業のあり方について検討を始めた。
- ・ 就労移行支援事業の対象者は一般就労を希望し、知識・能力の向上等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる障害者を対象としている。サービス内容は、一般就労等への移行に向けて、作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施するもので、通所によるサービスを原則としつつ、24カ月以内で利用期間を設定する。
- ・ 市内及び隣接市の就労移行支援施設の分布としては、公設民営の就労移行支援施設は岩槻区にある槻の木第1やまぶき、槻の木第2やまぶき、緑区にある大崎むつみの里の3か所のみとなっている。
- ・ 市内就労移行支援施設の定員数については、平成25年度は363人であったが、令和5年度には756人と2倍以上に増えている。各区定員数としては、特に大宮区、浦和区における増加が顕著となっている。一方、公設民営施設の就労移行支援事業稼働率は年々低下しており、各年度の1日の平均利用者数は、近年、利用者がほぼいない状態である。なお、10月1日現在の利用者は第1やまぶきと大崎むつみの里に各1名のみとなっている。

- ・ 就労移行支援事業の現状分析としては、特別支援学校や障害者団体、障害者生活支援センターなどにヒアリングした結果を分析し、大きく2点にまとめた。
- ・ 1点目は民間施設の増加。企業の障害者雇用率の高まりなどを背景に、過去の一般就労の実績や体系的なプログラムの有無、交通アクセスの良さ、施設の新しさなどを基準に施設を決めている利用希望者が多くなっている。いずれの点においても、公設民営施設より民間施設の方が利用者のニーズに合致しており、公設民営施設は選ばれていない。
- ・ 2点目は、新たな利用者ニーズに応えた多機能型事業所の増加。特別支援学校卒業生などを中心に、日常生活を送る上での能力向上を図る生活訓練を2年間、就労に必要な知識や能力の向上を図る就労移行支援2年間の計4年間で就労を目指したいという新たな利用者ニーズに応える多機能型事業所も増えてきた。
- ・ こうした分析から、利用者のニーズに応えた民間施設が増加しており、民間代替が一層進んでいると考えられる。
- ・ 就労移行支援事業は、近年、就職を希望する利用者のニーズを反映した民間施設が増加しているだけでなく、生活訓練と組み合わせて行う民間施設も増えてきた。一方、公設民営施設の利用者はほぼなく、今後も継続的に当該施設が利用される見込みはないため、公設民営施設における事業実施の必要性は低いと考えられる。
- ・ 以上のことから、槻の木第1やまぶき、槻の木第2やまぶき及び大崎むつみの里で運営している就労移行支援事業は現在の指定管理期間の終了日、令和7年3月31日をもって廃止することが適当と考えている。
- ・ 続いて、「槻の木第1・槻の木第2やまぶき」のあり方について説明する。第1やまぶきは昭和57年に建築され、41年が経過している。一方、第2やまぶきは、平成2年に建築され、33年が経過している。いずれの施設も、現在、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業を実施している。
- ・ 2施設の利用状況としては、就労継続支援B型事業は、第1やまぶき、第2やまぶきともに、稼働率は近年ではおおむね80%以上で推移している一方、就労移行支援事業については、先ほど説明したように、近年では利用がほとんどない状態が続いている。
- ・ 2施設の施設管理上の課題と予防保全に関する検討状況について、第1やまぶきは大規模改修を行う時期が到来しているが、現時点で改修の目途が立っていない。施設の傾きが生じており、直すには「沈下(ちんか)修正工事」が必要なことから、数千万円の費用が発生することが見込まれ、建替えの検討が必要となった。一方、第2やまぶきも中規模修繕工事を行う時期を大幅に経過しており、移転建替え費用が中規模修繕工事費用を上回る試算結果となった。
- ・ 以上のように、岩槻区内で同一事業、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業を行う施設において、同時期に施設管理上の課題が生じたことから、検討の方向性を、2施設を一体的に扱い、個別予防保全と移転統合の案を比較検討することとし、また、2施設の事業のあり方も一体的に検討することとした。
- ・ 移転統合案については、①周辺環境②通所の利便性③施設維持管理上の経済性の3つの視点から検討を行い、岩槻駅付近の2施設の間接地に統合施設を建設する案を

具体的に検討することとし、施設の間接地統合候補地を岩槻区西原にある「西原放課後児童クラブ屋外活動用地」とするものである。

- ・ 整備手法について。個別予防保全と2施設統合のコストなどを比較し、イニシャルコスト、ランニングコストともに、個別予防保全よりも2施設統合の方がコストを低く抑えることができる。また、岩槻駅周辺の2施設中間地に移転統合することによって、交通アクセスが改善され利便性が向上するとともに、建物を新設することにより、持続可能な施設運営が可能となる。さらに、建設にあたっては、隣接する住民への影響を極力抑えることや利用者が安心して通所し過ごせる場所を候補地とする必要がある。以上のことから、「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」については、両施設の間接地、岩槻区西原に移転統合することとする。
- ・ 今後のスケジュールとしては、令和10年4月の移転統合先施設の供用開始を目指していく。

< 意見等 >

- ・ 就労移行支援事業について、移転候補地は駅の近くであり、今より通所するには便利になると思うが、それでも需要はないという見込みなのか。
- 民間施設が相当数増えているため、移転後も公設で事業継続する必要性は低いと考えている。
- ・ 地元や施設利用者へ説明会を実施していくと思うが、スケジュールはどのように想定しているのか。
- 11月以降、自治会関係者をはじめ住民の方及び利用者の方へ説明を進めていきたい。いろいろとご心配の声をいただくようであれば、追加開催するなど丁寧にご説明していきたい。
- ・ 地元自治会の方々が、夏祭り等で使用していた場所であるが、問題ないのか。
- 地元の方々にとっては、夏祭りを今まで通り同じ場所において同規模でできることが一番望ましいところであるが、代替案として2つ考えている。一つは、移転候補地で開催できるように自治会と調整する案。もう一つは、小中学校を利用して開催している夏祭りも多いため、近くの西原小学校を利用して開催する案。この2つの案で、地元自治会と協議を進めていきたい。
- ・ 今回の中間地統合を機に、新たなニーズに応えた多機能型事業所としたほうがいいのか。
- 民間事業所が充実してきているため、この分野については公が担わなくとも、民間市場で賄えると考えている。
- ・ スケジュールについて、建設工事が令和8年度末からとなっているが、一方で令和7年度に基本設計と実施設計をまとめて行うため、おそらく1年間を要するというのを考えると、令和8年度当初予算では、建設工事は、実質計上できないのではないか。予算計上するタイミングが、最速で令和8年度の6月補正予算もしくは9月補正予算かと思われるが、その辺りどのように考えているのか。
- 基本設計・実施設計を令和7年度の早い時期に完成させ、令和8年度当初予算に計上したいと考えているが、改めて検討する。

< 結 果 >

- ・ 福祉局発議の「就労移行支援事業」及び「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」のあり方については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。
 1. 施設利用者や移転統合先の近隣住民、西原放課後児童クラブ等の関係者に対し、丁寧な説明を行っていくこと。
 2. 予防保全工事を行えていない2施設の状況も鑑み、供用開始が遅れることがないように、工程管理をしっかりと行っていくこと。

< 会 議 資 料 >

「就労移行支援事業」及び「槻の木第1やまぶき・槻の木第2やまぶき」のあり方について